経 済 常 任 委 員 会 審 査 順 序

○　請願・陳情について

令 和 2 年 陳 情 第 1 号　最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情

［経済協議会］

○　所管事項の報告について

・　八戸北インター工業用地の分譲について

○経済常任委員会付託

番　　号	令和２年陳情第１号	受理年月日	令和２年２月13日
件　　名	最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情		
提 出 者	青森市大野字若宮165-19 青森県労働組合総連合 議長　奥村　榮		
紹介議員			

要　　旨

今、パート、臨時、非常勤などの非正規雇用労働者は、全労働者の４割に及んでいます。そして、政府も結婚の壁と認める年収300万円未満で働く人は、全労働者の約４割に達しています。低賃金で不安定な仕事にしかつけず、自立も結婚もできない人がふえ、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害するという貧困の連鎖も社会問題となっています。

2019年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円、青森県を含む最も低い15県は時給790円です。青森県の最低賃金では、週40時間の法定労働時間（月173.8時間）で働いても、月額13万7302円にしかなりません。これから、税金や社会保険料を控除すると、手取りは11万円程度にしかならず、これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活はできません。青森県と東京都の格差は時間額で223円にまで広がっています。同一労働同一賃金を提唱していますが、青森県と東京都の全国チェーンのコンビニを比較してみると、取り扱う商品やサービスの値段が同じなのに、従業員の賃金に格差があるのは説明ができません。

この賃金格差が、若年労働者の流出を招き、高齢化の進展に拍車をかけ、地域経済を疲弊させる要因となっています。青森県の推計人口は、ピーク時153万人でしたが、現在は124万5302人（2019年11月１日現在）にまで減少し、さらに地方紙では2045年には82万人にまで減少すると報道されています。地域経済を活性化させるうえで、賃金の地域間格差是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。ちなみに、2016年に実施した全労連東北地方協議会の最低生計費試算調査結果では、青森市で25歳単身男性が生活するのに、税込み月額21万6083円が必要となっています。法定労働時間換算（月173.8時間）では1243円が必要との結果になりました。所定労働時間換算（全国平均150時間）では、1441円が必要となります。東北各県庁所在地や首都圏などと比べても、最低生計費に大きな違いはありませんでした。最低賃金を生活できる額に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めることは、生活実態や格差是正の点でも当然の要求と考えます。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することが求められています。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全国的な合意が形成されると思います。さらに、公正取引の確立の点からみても、企業間取引の力関係の中で単価削減や賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが重要です。

以上の趣旨から、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1　政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を時給1500円へと大幅に引き上げること。

2　政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

3　政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

経済常任委員会資料
令和２年３月１８日
商工労働観光部産業労政課

令和２年陳情第１号

最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情

陳情項目

１．政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を時給 1500 円へと大幅に引き上げること。

２．政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

３．政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

１　最低賃金制度の概要

（１）最低賃金の種類

① 地域別最低賃金

・産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者に対して適用

② 特定最低賃金

・特定地域内の特定の産業の基幹的労働者に対して適用

・関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定

（２）地域別最低賃金の原則

①　地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

②　地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金の状況」、「企業の賃金支払能力」の３要素を考慮して定められなければならない。

③　「地域における労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

２　地域別最低賃金の改正手続の流れ　資料１

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、各地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定される。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク及び令和元年度目安額

ランク	目安額	都道府県
A	２８円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	２７円	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	２６円	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	２６円	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※　47 都道府県のランク区分は、「所得・消費に関する指標」、「給与に関する指標」、「企業経営に関する指標」を総合化した指数(総合指数)を算出し、当該指数に基づき４ランクに区分。

３　令和元年度地域別最低賃金とこれまでの推移　資料２　資料３

４　最低賃金引上げに関する国の方針

経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日閣議決定）

第２章　Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

２．人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

（３）所得向上策の推進

②最低賃金の引上げ（抜粋）

最低賃金については、この３年、年率３％程度をめどとして引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

資料1

地域別最低賃金の改正手続の流れ

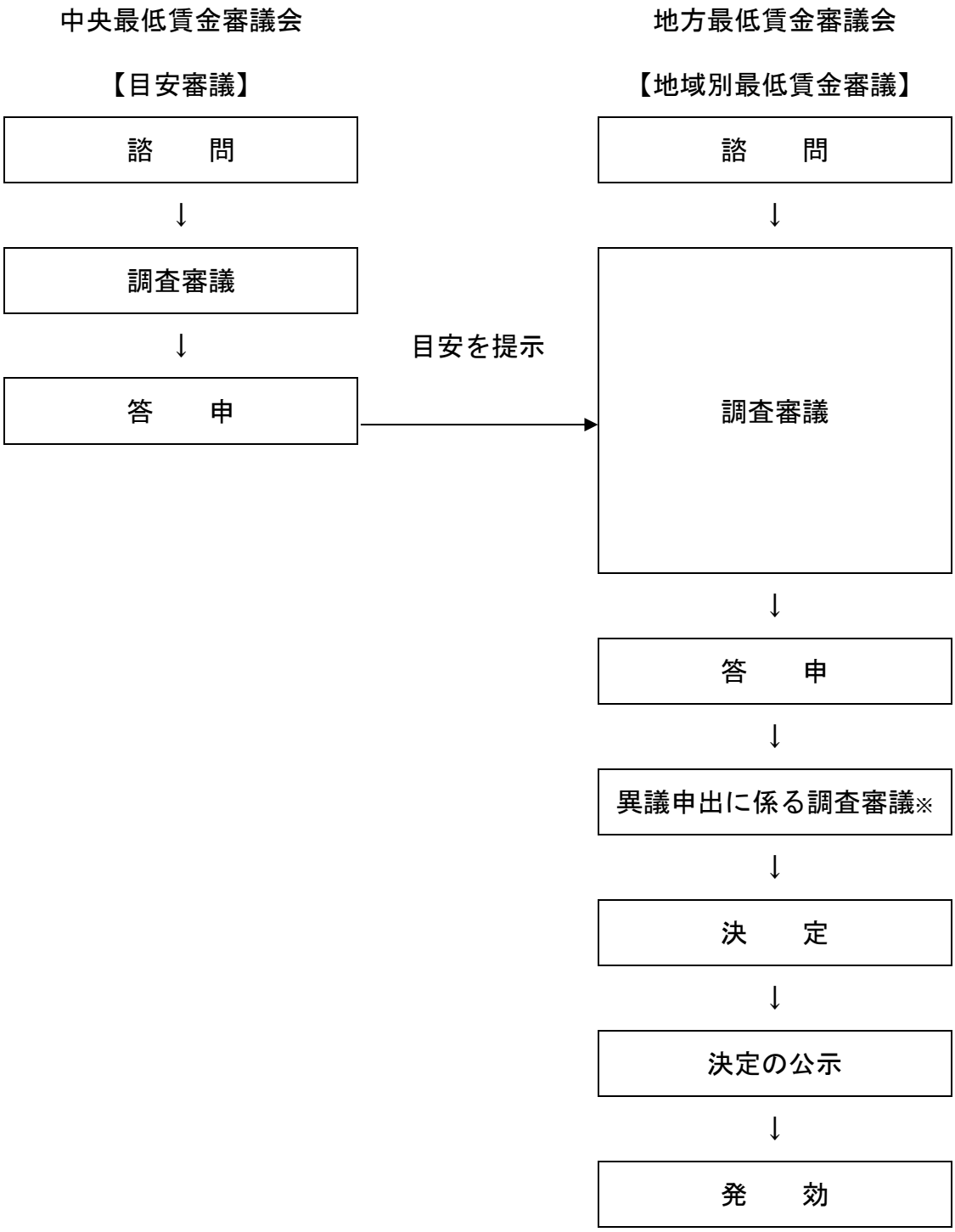

※　関係労使からの異議申出があった場合に開催

資料2

令和元年度　地域別最低賃金額一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】（※）		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861	（835）	26	令和元年10月3日
青　森	790	（762）	28	令和元年10月4日
岩　手	790	（762）	28	令和元年10月4日
宮　城	824	（798）	26	令和元年10月1日
秋　田	790	（762）	28	令和元年10月3日
山　形	790	（763）	27	令和元年10月1日
福　島	798	（772）	26	令和元年10月1日
茨　城	849	（822）	27	令和元年10月1日
栃　木	853	（826）	27	令和元年10月1日
群　馬	835	（809）	26	令和元年10月6日
埼　玉	926	（898）	28	令和元年10月1日
千　葉	923	（895）	28	令和元年10月1日
東　京	1013	（985）	28	令和元年10月1日
神奈川	1011	（983）	28	令和元年10月1日
新　潟	830	（803）	27	令和元年10月6日
富　山	848	（821）	27	令和元年10月1日
石　川	832	（806）	26	令和元年10月2日
福　井	829	（803）	26	令和元年10月4日
山　梨	837	（810）	27	令和元年10月1日
長　野	848	（821）	27	令和元年10月4日
岐　阜	851	（825）	26	令和元年10月1日
静　岡	885	（858）	27	令和元年10月4日
愛　知	926	（898）	28	令和元年10月1日
三　重	873	（846）	27	令和元年10月1日
滋　賀	866	（839）	27	令和元年10月3日
京　都	909	（882）	27	令和元年10月1日
大　阪	964	（936）	28	令和元年10月1日
兵　庫	899	（871）	28	令和元年10月1日
奈　良	837	（811）	26	令和元年10月5日
和歌山	830	（803）	27	令和元年10月1日
鳥　取	790	（762）	28	令和元年10月5日
島　根	790	（764）	26	令和元年10月1日
岡　山	833	（807）	26	令和元年10月2日
広　島	871	（844）	27	令和元年10月1日
山　口	829	（802）	27	令和元年10月5日
徳　島	793	（766）	27	令和元年10月1日
香　川	818	（792）	26	令和元年10月1日
愛　媛	790	（764）	26	令和元年10月1日
高　知	790	（762）	28	令和元年10月5日
福　岡	841	（814）	27	令和元年10月1日
佐　賀	790	（762）	28	令和元年10月4日
長　崎	790	（762）	28	令和元年10月3日
熊　本	790	（762）	28	令和元年10月1日
大　分	790	（762）	28	令和元年10月1日
宮　崎	790	（762）	28	令和元年10月4日
鹿児島	790	（761）	29	令和元年10月3日
沖　縄	790	（762）	28	令和元年10月3日
全国加重平均額	901	（874）	27	

※括弧書きは、平成30年度地域別最低賃金額

資料3

地域別最低賃金の推移

年度	地域	最低賃金時間額	対前年度引上げ額	対前年比
H21	全　国	713 円	10 円	1.42%
	東京都	791 円	25 円	3.26%
	青森県	633 円	3 円	0.48%
H22	全　国	730 円	17 円	2.38%
	東京都	821 円	30 円	3.79%
	青森県	645 円	12 円	1.90%
H23	全　国	737 円	7 円	0.96%
	東京都	837 円	16 円	1.95%
	青森県	647 円	2 円	0.31%
H24	全　国	749 円	12 円	1.63%
	東京都	850 円	13 円	1.55%
	青森県	654 円	7 円	1.08%
H25	全　国	764 円	15 円	2.00%
	東京都	869 円	19 円	2.24%
	青森県	665 円	11 円	1.68%
H26	全　国	780 円	16 円	2.09%
	東京都	888 円	19 円	2.19%
	青森県	679 円	14 円	2.11%
H27	全　国	798 円	18 円	2.31%
	東京都	907 円	19 円	2.14%
	青森県	695 円	16 円	2.36%
H28	全　国	823 円	25 円	3.13%
	東京都	932 円	25 円	2.76%
	青森県	716 円	21 円	3.02%
H29	全　国	848 円	25 円	3.04%
	東京都	958 円	26 円	2.79%
	青森県	738 円	22 円	3.07%
H30	全　国	874 円	26 円	3.07%
	東京都	985 円	27 円	2.82%
	青森県	762 円	24 円	3.25%
R1	全　国	901 円	27 円	3.09%
	東京都	1013 円	28 円	2.84%
	青森県	790 円	28 円	3.67%

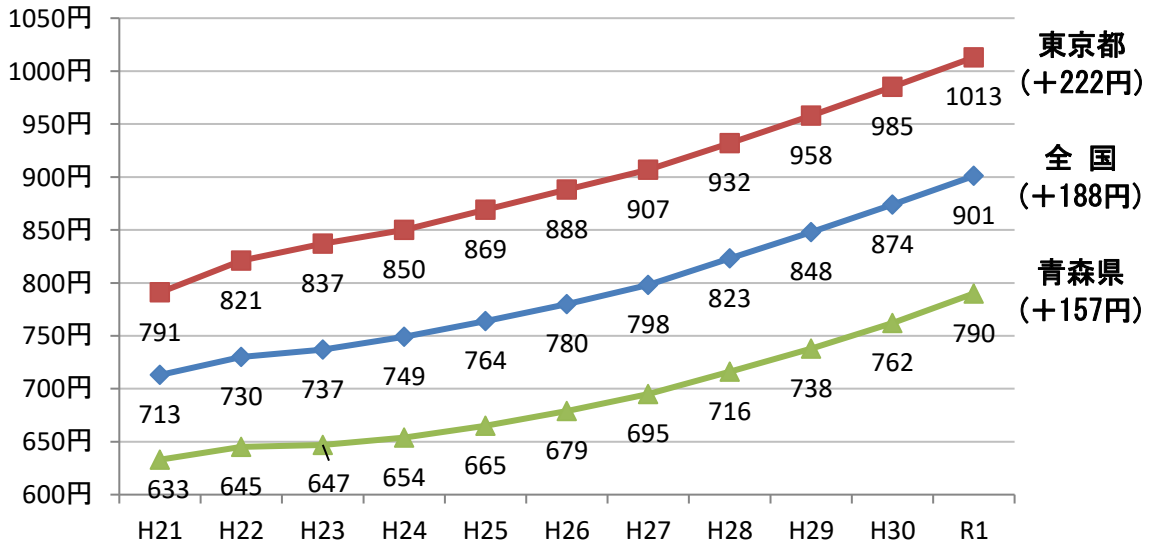

経済常任委員会資料
令和２年３月 18 日
商工労働観光部商工課

令和２年陳情第１号

最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情

■最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策（主なもの）

○厚生労働省関係

１．業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成。

２．人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

事業主が、能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給。

３．人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援。

４．キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

○中小企業庁関係

１．中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除。

２．中小企業生産性革命推進事業

中小企業等の生産性向上に資する、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓の取組、中小企業等のＩＴ導入などを支援。

令和元年度補正分より、給与支給総額の向上と事業所内最低賃金の向上が申請要件または加点要件とされた。

経済協議会資料
令和２年３月18日
商工労働観光部産業労政課

八戸北インター工業用地の分譲について

１　分譲先

⑴　会社名　　株式会社ジョン

⑵　本社所在地　　八戸市大字河原木字浜名谷地76番地341

⑶　代表者　　代表取締役　生井（なまい）　正人（まさと）

⑷　設立年月日　　昭和46年8月21日

⑸　従業員数　　432名

⑹　事業内容　　クリーニング業

２　分譲地及び面積

八戸北インター工業用地14－⑥号区画

地番　八戸市北インター工業団地五丁目104番５

面積　1,220.05㎡

３　土地売買契約締結日

令和２年３月10日

４　分譲率

89.4％（前回までの分譲率：89.3％）

八戸グリーンハイテクランド案内図

事業面積 188.4ha

株式会社ジョン
八戸北インター工業用地14-⑥区画
地番：八戸市北インター工業団地五丁目104番５
面積：1,220.05㎡

区画	企業名
5	① ﾌﾞﾘﾁﾞｽﾄﾝﾀｲﾔｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱
	② 日産部品青森販売㈱
	③ スターゼン販売㈱
	④ ㈱アケア
	⑤ ㈱浅利研究所
	⑥ 青森綜合警備保障㈱
	⑦ ㈱オダプリント
	⑧ ㈱東北日立
	⑨ 北日本機械金属㈱

区画	企業名
2	② (一財)東北電気保安協会
	③ 軽自動車検査協会
	④ (一社)全国軽自動車協会連合会
	⑤ (一社)青森県自動車整備振興会
	⑥ 青森県自動車整備商工組合

凡 例

- 分譲済
- 分譲地
- 緑地
- 公園
- 調整池
- 道路
- 高速道路

八戸港全景

提供：東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所

八戸市工業団地マップ

八戸グリーンハイテクランドへのアクセス

- ●国道４５号と八戸北ICに隣接
- ●JR八戸駅から車で10分(約8km)
- ●三沢空港から高速道を利用し、車で20分(約20km)
  ※空港連絡バスで「ハイテクパーク入口」まで約35分
- ●八戸港から車で10分(約8km)

■お問い合わせ

八戸市商工労働観光部 産業労政課

住所 〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1
Tel 代表：0178-43-2111
直通：0178-43-9048
Fax 0178-43-2256
E-mail sangyo@city.hachinohe.aomori.jp
URL http://www.city.hachinohe.aomori.jp/

青森県新産業都市建設事業団

【総務課】
住所 〒030-8570 青森県青森市中央三丁目20-12
（青森県警察本部交通管制センター2階）
Tel 017-734-9776 Fax 017-734-8231

【建設管理課】
住所 〒039-1161青森県八戸市大字河原木字北沼1-131
Tel 0178-21-2820 Fax 0178-20-1260